

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 29 日（金）13:22～14:08

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

門脇 光浩 秋田県仙北市長

藤村 好正 秋田県仙北市総務部長

平岡 有介 秋田県仙北市総務部次長兼企画政策課

柏谷 有紀 秋田県仙北市企画政策課

高橋 新子 秋田県仙北市農林部総合産業研究所長

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 田沢湖・玉川温泉を中心とした医療・農林ツーリズム特区

3 閉会

---

○藤原次長 それでは、定刻でございますので、戦略特区ワーキンググループを再開させていただきます。提案者からのヒアリングということで、本日は最後になりますが、秋田県仙北市門脇市長以下、皆さんにお出でいただいております。全体 40 分の予定で行いますので、15 分ないし 20 分ぐらいで御提案内容を御説明いただきまして、その後、意見交換という形にさせていただきます。

いただきました資料、議事録につきましては、原則公開の扱いにさせていただいているのですが、そういう扱いでよろしうござりますでしょうか。

○門脇市長 はい。

○藤原次長 それでは、そういった形で進めさせていただきます。それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところ遠方からいらしてくださいまして、ありがとうございました。実は私、去年の秋に行ったばかりなのです。あそこはすごい山菜がおいしい旅館がありました。では、楽しみにしておりますので、どうぞ。

○門脇市長 それでは、説明を始めさせてください。秋田県仙北市の門脇光浩といいます。今日は本当に貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。国家戦略特区に対する提案書の内容をお話したいと思います。

題名は、田沢湖・玉川温泉を中心とした医療・農林ツーリズム特区という名称をつけております。副題に、世界最高の湯治拠点・岩盤浴場のための岩盤規制撤廃、少し洒落っ気を出しております。

1枚めくっていただいて、三つのテーマを持っております。先ほど大きなテーマの中に実は三つのテーマが入っています。

テーマ1は、外国人も含めた温泉活用・湯治型の医療ツーリズム推進。

二つ目は、食のトータルプランの推進。

三つ目は、医療・観光拠点開発のための公共施設・交通などの改革ということあります。

具体的にやりたかったことができない内容の大きな要因は、法律が邪魔をしているというものを私たちなりにまとめてきたということで、御理解いただきたいと思います。

テーマ1であります。外国人も含めた温泉活用・湯治の医療ツーリズム推進ですけれども、先ほど先生がお話したように、田沢湖には、日本全国で九つの泉質があると言われておりますし、仙北市の中には八つもあります。だからほとんどがあるという状況になっています。

有名なのは玉川温泉という温泉であります、これは昔からがん治療に大変効能があると言われているという温泉です。この温泉は実は3年ぐらい前に岩盤浴場に雪崩事故が発生して、それ以後がくつとお客様の足が遠のいている状況にあります。私たちは何とかして玉川温泉の岩盤浴場を再開したいということで色々踏ん張ってみたところですけれども、例えば自然景観上の話、国立公園内の話、色々な話がありまして、建築物、工作物は難しいよという話はされておりまして、それでは人間の命のほうが大切ではないのかという話をしてきたのですが、結局らちが明かなかつたという状況があつたりします。

また、例えば玉川温泉から市の中心にある救急病院には、2時間以上の時間がかかるという状況があつて、例えば、がん治療にお出でになった方が急変して病院に行こうというときには、この状況では大変厳しいわけであります。私たち仙北市はものすごく医者の数が不足していて、どこでもそうでしょうけれども、不足していて、それを是非外国の医者の方々に御協力、御尽力をいただくことができないかと考えております。

今の状況だと二国間協定等があつてなかなかできないこともあります。仙北市の場合は玉川温泉でがん治療ということも考えていくと、ここは実は世界で二つしかない泉質のラジウム系の温泉なのです。北投石という、これは国の天然記念物ですけれども、そこから出てくるラジウム系の放射線はがんにとてもいいという話になっていますが、その効能を示すためには台湾であつたり北欧であつたり、色々なところで専門的に勉強している先生方がいらっしゃるわけですけれども、そういう先生方に来ていただいて医療に当たつてもらいたいと思っておりますが、それもできない。先ほど話したとおり、お医者さんの数が少ないので外国の方に来ていただいて、日本人の私どもの患者を診てほしいという思いもかなわないことがあります。これを何とかしてほしいということあります。

実は大きな病院を造ったのですけれども、その病院の中に空きスペースがあつて、ここを活用して個人の医者にも使ってもらえばいいのではないかという話をしたところ、玄関口と廊下を共有するとダメだという話があつて、またこれも個人医院の方々にお話をいただいたのですが、そういうことができればすぐにでも開業できるのにねという話もありました。

それから、例えばこの温泉療養が保険対象になってくれれば本当にいいのだけれどもなという話とか、医療費控除の対象施設が拡充できれば、仙北市内にある温泉はお客様をお迎えし、また、健康を推進することができるのにな。それが今、全くできない状況にあるということでございます。

ざくつといきます。テーマ2です。食のトータルプランの推進でありますけれども、仙北市は昔からのたくさんの農業者の知恵がいっぱいある市で、それはとても誇りに思っております。最近、農業離れというものがあつて、他県でも一部で若い方々が一生懸命農業に参入したいという情熱を持っている方が実際にいらっしゃるわけで、そういう方々を応援していくという話をよくします。

例えば、民間企業の方が1,000万円の新しい農業法人をつくるよと話したときに、でも半分は農業者が出せという話をされると500万円も出さなければいけない。これは若い農業者の方々を説得する力には全くならないということがあつたりします。それとか、例えば農家レストランをつくりたいという話も、農業者自らが生産する農畜産物が量的にも金銭的にも5割以上使用しなければいけないという枠があつてしまふと、例えば米生産者であつたり、野菜生産者だったりする人たちが農家レストランをつくろうというときに、他の食材を全く使えなくなってしまう。これも全く現実的には意味のない規制ではないかと思っています。

国有林をもっと活用したいのに、なかなか活用させてくれないという話があります。今のところは例えば伐採とかで、搬出とかで民間の方々が入ることもありますけれども、特に仙北市の場合は生保内だけのことという本当においしいたけのこがある。このたけのこを探りによく国有林内に入つていいわけですが、その国有林内的一部は実は前から借りて運用していることがあるのです。だけれども、その一部ということだけで、その生保内

たけのこの発祥する場所は国有林がほとんどですから、みんなで経営活動とかに参画できるという話になつたら、ものすごい色々な食品加工なども進むはずなのに、なかなかそういうこともできないし、もう少し利活用をきちんと民間にオープンにしてもらえば、山を持っている市町村としてはありがたいということがあつたりします。

放牧のための色々な規制緩和も、何とかしてほしいということがあります。山に豚を放牧したいという方々もいらっしゃって、そこで生ハムをつくりたいという方々もいらっしゃるのだけれども、土地要件がなかなかうんという話にならなくて、今それをどうしようかと考えあぐんでいるという状況もあります。

○八田座長 今のは国有林ですか。

○門脇市長 国有林だったり、国立公園内だったりということです。そういうところの地域の中に放牧を可能とするところができれば、これも産業振興につながります。しかも例えばアルプスの少女ハイジではないけれども、国有林、国立公園というのはとても風光明媚なわけですから、そういう風光明媚なところで清浄な、精良な肉などを生産できるということだけでも、付加価値が高まるのにそれができないという状況がある。

例えは保健機能。保健機能と言うと特保の商品のことと考えていただいて結構なのですが、私どもで実はあけびが採れて、あけびの種から絞るあけび油というものがものすごく健康にいいんだということは、既に秋田大学のチームが検証しているわけです。それを使った商品をつくろうと思っても、その次に今度例えば、消費者委員会と食品安全委員会があったり、さらに独立行政法人国立保健栄養研究所があったり、そういうところで場数を踏んで、手数を踏んで、何年もかけて商品開発までしなければいけない。これではあまりにもスピードが遅過ぎないか。大学等、研究機関がしっかりとそのデータを出しているのであれば、それでいいのではないかと私たちは思うのですけれども、そういうことも何とかできないかということあります。

テーマ3であります。医療・観光拠点開発のための公共施設・交通などの改革であります。先ほど話したとおり、国立公園の中の玉川温泉の岩盤浴というものを何としても再開したい。そのために何かいい方法はないかということを一生懸命考えているときに、この規制緩和、それこそ岩盤規制を突破していくという話を耳にすることができて、今、この場面になっています。これを何とかしたいと思っています。

例えは、秋田駒ヶ岳は1,670メートルでそんなに高い山ではないのですけれども、ここが本当に奇跡の箱庭と言われるような高山植物、花がものすごくたくさん咲いている、本当にいい山なのです。だけれども、自然環境が厳しかったり、交通の道路関係がなかなか厳しかったりということもあって、そもそも私たちはそこにあまり排気ガスを排出するような車を走らせたくないで、できれば登山鉄道をつくりたい。国立公園内に登山鉄道をつくるという話は、ほとんどどこの省庁に行っても話を聞いてもらえる状況にないぐらい、笑われるくらいの話にしかならなかつたのですけれども、もし仮にそういうことができるとなれば、例えは障害を持っている方、例えは高齢者の方々もある箱庭のような山まで登

山鉄道で進むことができる。冬は冬で一歩足を踏み出したときに零下20℃の中でコーヒーが飲める。そんなことが可能になるわけです。鉄道という交通手段があれば。それを何とか実現したいというのが一つ。

それから、バスの話。実は今、仙北市は合併して来年で10年になるのですけれども、分庁舎方式というもので、各昔の町村ごとに庁舎があるものを分けて使っている状況なのです。平成30年、今から4年ぐらい後に何とか一体型庁舎をつくりたいということで、今、議会にやっとお諮りができた状況なのですけれども、議員の先生方、市民の方々がよく言うには、今まで使いなれた庁舎にもそれなりの機能があるので、そこを周回してバスなんかを走らせていただければありがたい。だけれども、実はそのバス路線は今、民間のバス会社が運営しているバス路線になっている、生活バス路線になっているわけです。そこをなぞって市のバスは走れないわけです。

要するに無料だからいいという話かもしれないという議論もありますけれども、私たちはできる限り市民目線で走り出せるために、公共交通の足を確保するためにやろうと思っていることに対して、既得権のごとく民間のバス路線があるから、そこはなぞって走ってはいけないというような考え方というのは、今コストパフォーマンスを何とかして高めて、市民の利便性を高めていこうという話をしているときには全くなじまない話ではないかと思っております。

例えば外国人観光客の方々の誘致。今、仙北市は実は秋田県の中では一番、外国人の方々の交流が盛んな市でありますし、小さな国際文化都市と私たちは言っているのですけれども、その小さな国際文化都市をさらに高めていくためには、例えば免税店についても、これからお客様を誘致するためには撤底しなければいけないものがいっぱいあるのではないかという思いで頑張りたいなと思っています。

ざくざくっと、できるだけ皆さんと話を聞きたくて、意見を聞きたくて短く話をさせていただきました。よろしく御指導お願い申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

いくつかのお話があったのですが、まず国有林を使いたいというので、一つは放牧関係のことがあるけれども、先ほど借りている例が既にあるんだということをおっしゃいましたね。それはどういうことですか。

○門脇市長 協議会、市が関わって、警察とか防犯協会の方が関わって、たけのこ採りをする、要するに山菜採りをする一定のエリアをまず開放するわけです。その開放をするときには、国からちゃんときちんと貸し出しをしていただいて、無償貸付していただくわけですけれども、そのエリアだけを使うという区域を規定されたものなわけです。そこから出てくる山菜、例えば生保内たけのこというものがものすごくおいしいたけのことなのです。なかなかこの辺では絶対食えない。そういうものがいっぱい皆さんから引き合いがあるのに、そこだけだと量が限られてしまうわけです。だからできるだけそういうふうな山菜を探るというときにも国有林内に入れるような状況。これはもちろんちゃんとちゃんと

した協議会なり管理する民間の組織がしなければいけないわけですけれども、そういうことがあれば悪さをするわけでないし。

○八田座長 ということは、現在もその協議会でそういうことをやっておられるということなのですか。

○門脇市長 一部でです。

○八田座長 その範囲を広げたいということですね。

○門脇市長 そうです。

○八田座長 今の協議会で借りておられる仕組みというのは、どういう仕組みなのですか。借地契約なのですか。

○門脇市長 全くそれは、これまでもそうですけれども、一定の面積で正常な林道が走っていて、一般の方々、例えば山菜採りとかが不慣れな方々でも入りやすいという場所に限ってということです。そういうところを営林署から借り上げている状況です。

○八田座長 お金は払っているのですか。

○門脇市長 無償です。

○八田座長 それが区画としてきちんと明確になっているわけですね。

○門脇市長 なっています。

○八田座長 それをもっと広げればいいわけですか。

○門脇市長 今の話は先生、山菜の話なのだけれども、山菜に限らず、本市の山の面積は総面積の8割をこえています。

○八田座長 先ほどの豚の放牧もですね。

○門脇市長 そうです。

○八田座長 そうすると、今おっしゃっているのは言ってみれば上下分離みたいなもので、上の立木には一切、手をつけない。だけれども、土地を貸してちょうどいよ。そして豚を放牧したり山菜を探ったりする。そんな感じですかね。

○門脇市長 土地利用型の話では先生のおっしゃるとおりです。今、例えば仙北市内の国有林で山を手掛けている方々、しっかりした方々、林産業者もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々は一生懸命やっているのですが、ただ、国有林に関われる状況というのは伐採のときに下請けに来て入って木を切り出していくだけしかないです。そんなものではなくて、うちも林産業者はいっぱいいるので、しかも相当技術が高い方々がいるし、そういう方々に今まで70年長伐期でやっている森林だって管理していただいてもいいでしょうし、民間の方々がどんどん国の財産を守っていくことだって、開放してくれればいっぱい技術者いますよ。

○八田座長 そうすると、これは上の木も含めて委託管理をして、きちんと育てるということですね。

○門脇市長 そうです。

○八田座長 その委託管理したとき、とてもいい考えだと思うのです。色々な段階がある

という話ですね。それで先ほどの場合には協議会が中に立っていたけれども、実際には民間の事業者が直接借りてもいいではないかということですね。それについての何か例というのは特に今まではないのですね。

○門脇市長 私たちは聞いたことがないです。

○八田座長 でも、現場の事業者としては結構そういうことを希望しておられる方がいる。

○門脇市長 よく話に出てきます。

○原委員 ちょっと飛んでしまいますけれども、一番最初の医療の外国医師のところ、すみません、私、少し遅れましたものですから恐縮ですが、二国間協定での日本人への診察行為の禁止の撤廃というところなのですが、これは二国間協定を前提に考えていらっしゃるのですか。あるいはそうではなくて、もっと他の国から、今、二国間協定のないところからも来てほしい。

○門脇市長 そうです。そのとおりです。実は仙北市にも昔、自分が小さいところも台湾の先生が治療をしていました。昔、多分国家試験とかで日本の医師免許を取った人はそのまま開業できたのです。ところが、医師法が変わって日本の大学を出なければ日本の医師が医療行為をできないという状況になっていたと思います。

今、ただ台湾とか日本語をお話できる人は東南アジアにいっぱいいますけれども、そういう方々で、その国の例えば医療の勉強をした人たちがこちらに来て、その人たちの国の医療行為はできるかもしれないけれども、日本人を相手に医療行為はできないという状況があつたりします。

私たちは今、本当に先生を何とか確保したいという思いで一生懸命なのです。だから外国人医師と言っても日本の言葉が話せて、しっかりと先生方は当然医師免許を持っている方々ですから、二国間に限らず、そういう方々に是非来ていただきたいというのが私たちの思いです。

○原委員 この議論は、この特区の関係でも1年ぐらいずっとやっているのですけれども、必ず厚生労働省から出てくる話は、医者は余っているということなのです。これは仙北市で見たときに、医師不足の状況というのが市内全域なのか、あるいは特定の地域を念頭に置かれるのかにもよるかもしれません、どのぐらいのデータでございますか。

○門脇市長 完全に医師不足です。秋田大学の医学部、私はその関係で色々やっていたので少しの数字は入っているのですけれども、多分これから。

○藤村部長 厚生労働省では医師は余っているという話ですけれども、偏在という部分がありまして、秋田県で充足というのは今、盛んに医学部の定員増とかやっていても、平成37年でやっとマッチングする計画になっている状況です。今朝、仙台に新しい医学部をつくるという話ということで、東北全体でも医師不足という状況で、地域の偏在と診療科の偏在というのがあって、厚生労働省では全体の数はということなのでしょうけれども、現場としてはすごく足りないという状況です。

○門脇市長 現実的な話をすると、うちはスポーツ振興でも一生懸命で、来年3月には田

沢湖スキー場でモーグル競技のワールドカップ大会をやるのです。その田沢湖の病院に整形外科の先生は常勤ではいなくて、秋田大学の医学部に話をして待ってくれ、待ってくれの、5年間これですよ。そういう状況なのです。角館病院という私たちの中では一番大きい病院があるわけですけれども、その病院だってやっとこの間、内科、診療科の医師が複数にできたという状況です。首都圏の方々は考えられないかもしれないけれども、地方はそういう状況です。なので、日本人に頼っていても仕方がないから、私たちの経験からいくと外国の先生方はやさしい先生方ばかりしか会っていないから、そういう先生方に来てもらったほうがいいではないかという率直な話です。

○八田座長 日本語ができないと困るのですね。

○門脇市長 そうなのです。でも、今の制度でも4年間でしたっけ。

○藤原次長 臨床修練制度。

○門脇市長 という制度があるのです。その場合も自国の方の要するに国籍の方の面倒を見るという話とかしかない。しかも大規模な病院でしかそれを引き受けられない。私どもみたいなところは大規模な病院もないし、診療所は二つの病院でやっているところに来てくれる可能性は全くないし、これも何とか緩和していただかなければできないということです。

○原委員 先ほど、前は台湾の先生とおっしゃいましたが、仮にこの規制が撤廃されると何らかの可能性と言いますか、あてと言いますか、そういうものは。

○門脇市長 実は台北に北投温泉というものがあるのです。北投温泉の泉質と玉川温泉の泉質、ここは世界で二つだけ同じなのです。北投石という国が指定した天然記念物があるのでけれども、北投石が北投温泉と玉川温泉、この二つしかないところです。

戦前、戦後、台湾の北投温泉を開発したのは実は日本軍だった。その日本軍の方々の先生方の研究がきちんと今も継承されていて、そもそもがん対策をかなり重点的にやったという歴史がある。自分が今年も実は行って話してきたのですけれども、2年ぐらい前までは北投温泉に先生方を集めて、がんの研究機関をつくりたいという考え方を台北市では持っていたのです。それは今、足踏み状況なのです。だけれども、そういう先生方がいらっしゃるということは間違いないので、私たちはできれば台湾の北投から温泉、しかもがん対策に非常に知識の明るい人をお願いしたいという話は台北市には十分できる。

○八田座長 もう一つ、病院の空室を個人院にということでしたが、空室ということは要するにベッドですか。

○門脇市長 違います。診察室です。例えば1週間、秋田大学の先生もしくは岩手県と近いので岩手医科大学からも先生が来てくれるのですけれども、週に1回、2回という科目もあるのです。だから患者方は本当に困っているのですが、でもその先生方もまさか来て、待合室で診察することはしませんので、一つの部屋を使うのです。診療室を使うのです。だから1週間のうちに3日も4日も空いている部屋があるわけです。

私たちからすれば、その専門の科目の先生にずっといてもらったほうがずっとありがた

いわけで、そういう先生方が実は市内にも自分で自己開業しようかという先生方もいらっしゃるわけですから、そういう先生方に入ってもらったほうが、例えば週に1回か2回来る先生に出張旅費を払って来てもらってということをする必要もなくなるわけです。だけれども、問題は診療室を使っていただくにしても、病院からすれば外部の人間になりますから、そうすると玄関が別でなければいけないとか、共有部分に色々な問題がある。これは前に医療局の局長をやっていた総務部長がもっと分かるのかな。

○藤村部長 そういうような提案を4～5年前にした経緯があるのですけれども、多分、感染症などの心配かと思うのですが、玄関から病院の患者と交わらないで診療室まで行けるような区画の整理ができていないとダメだということで、今、言ったように想定しているのは田沢湖病院で、平成15年に新しくしたところなのですけれども、当時、常勤医5人という中でつくったものなのですが、合併したあたり、18年、19年は常勤医2人ということで、それ以外のところは今、言ったように週1回か2回、色々な診療科の方に来てもらってやっているという状況で、経緯としては多分、本当にどう言うか分かりませんけれども、感染予防ということだったと思うのですけれども、そういうことでそういう活用の仕方はダメだということです。

○門脇市長 でも普通の総合病院だって、玄関一つで色々な病状の方が来るわけだから、そんなこと何も意味がないと私たちは思うのです。

○八田座長 意味がないことばかりです。

今の話は病院で雇う形にするというわけにはいかないですか。客員の医者という形ではできないのですか。

○門脇市長 考え方としてはあるかもしれません。一つの方法かもしれない。公務員になってしまふ。

○八田座長 なるほど。これはあれと同じですね。学校の一部民営化に似ていますね。

○藤村部長 今の部分ですけれども、公務員として医者になってくださいということで秋田大学なり岩手医科大学にお願いをしているのですが、先ほど言ったように、そちらも結局、医師不足なので全部離すわけにはいかない。全部というか、1人の人を仙北市にやるわけにはいかない。自分のところの病院でも診察行為をしてもらわなければいけないということで、週1回か2回ぐらいしか離せない。条件として仙北市に採用というか派遣してもらえるという状況がないというお願いをずっとやっているのですけれども、なかなかそういう状況にならないというのが現状です。

○八田座長 今、ちょっと話したのは、例えば、公立の学校で英語だとか体育だとかを民間の会社にやってもらいましょうというのはできるのです。だからそれと似ていますね。だからそこは民間の会社にやってもらって、別に公務員になるわけではなくて、でもお給料とかは一部きちんと普通に負担しているものは負担している。プラスアルファは自治体でやってもらう。

○門脇市長 多分その人はとてもいいと思うのです。入ってくると例えば薬局だって共通

できる部分で、あえて自己負担を使わなくてもいいし、初期投資からないし、とてもいい話だと思うのです。

○八田座長 実は重要な意味があるでしょうね。

それから、あけびの油は今回、随分楽になったのではないですか。特保ではないけれども、根拠を示したならば、効能をちゃんと示すことができるよう今度法律が変わったのではないか。

○門脇市長 市の総合産業研究所の高橋と言いますが、あけびをずっとやっていました。

○八田座長 あれは今年決まったのですか。特保は確かに相変わらず面倒くさいけれども、特保以外は効能を示すことができなくて、元気が出ますとかそんなことしか言えなかつたのが、今度はきちんと論文を根拠に示すのならば言えるようになった。特保ではないけれども、一応その根拠は自己責任で示しなさいと、そういうことになったのですか。

○高橋所長 私が見た限りでは、栄養機能食品というのは企業の責任において、だけれども、特保の場合は難しい。

○八田座長 栄養機能食品の場合も、証拠は見せなければいけないですね。根拠は。それではあけび油は無理なのですか。

○高橋所長 あけび油は、保健機能食品の特保と栄養機能食品からいきますと、特保の分類に入りそうなのです。今、この特保の申請をして、承認を得るためにには、どうもこういうふうなフローがありまして、あけび油については秋田大学についてきちんと効能だと安全性、品質、そういうものが研究されていて、成果が出ているのです。にもかかわらず、これから申請するとなると、さらに許可試験というものを実施しなければいけない。そうなると非常に時間もコストもかかっていくことがあるので、許可試験というものを撤廃していただけないだろうかというところと、もう一つは審査の団体、機関と言いますか、こういうものは消費者委員会とか食品安全委員会という審査機関があるのですけれども、これらを一元的に審査をして、承認することができないだろうかということを思ったところでした。

○八田座長 重要な問題なので、これはやらなければいけないと思います。ただし、これは今度の栄養食品の動きの一環なので、全国の規制緩和の規制改革委員会なんかでやるのに向いていて、一地域でということの理屈付けがすごく難しい気がします。

それから、バス路線のことについて念のために伺いますけれども、これは無料になったら既存のバス会社は困るのですね。

○門脇市長 ものすごい競争相手になってしまします。

○八田座長 無料ならばできるけれども、有料だとできない。かえって困りますね。これは既存のバス会社がオーケーと言えばいいのですか。やらないならただにするぞと言えばオーケーする可能性があるのではないかでしょうか。

○門脇市長 いろんな方法が考えられます。

○八田座長 それを言っておられるのだと思っていたのですが。

○門脇市長 今のところはできるだけ市内で民間の方々に一生懸命活躍の場をつくってやりたいという気持ちがある一方では、民間の方々の既得権を主張されてしまうと、市がこれからやらなければいけない行政のサービスが滞ってしまう。これが今、ジレンマになっているのです。

特に合併した後の地域内が一つに広がったという場所ではなくて、秋田県の場合にはあれです。県道も例えば、合併前であれば二つの町の間を走っていた道路だけれども、今、一つの町になったから、これを県道で持っている必要はないから市道にしてくださいと返還してくるわけです。それは確かにそのとおりなのです。同じような考え方からするとバス路線も、そうやって市のバス路線が別の町を通過していくということが今まであったものだから、あまり口出しができなかった。だけれども、今、一緒になってしまったら全部市の中なわけです。そうなるとあまり遠慮していると市民の方々の利便が全く損なわれていくという現象が起きてしまっている。

○平岡次長 今のは道路運送法の関係だと思うのですけれども、78条でバス事業者が撤退したということで交通空白地域が発生したら、それを解消しなさいということで市町村の有料の運送が認められているのですけれども、今や交通空白地帯というよりは、市の全域の過半が空白状態となっておりまして、国道はバス事業者が独占状態ですが、そこを使わないとどうしても乗り継ぎが発生したり、時間があいたり、非常に使い勝手の悪いような市バスの運行しかできないという状況がありまして、是非ともこれは市で完結する部分だけで構わないので、市の許認可とまではいかなくてもいいと思うのですけれども、市を経由した形で陸運と話し合いをさせていただければと思います。

○八田座長 そうすると、民間のバス会社と全く同じ路線というのではなくて、一部国道のところが重なりますということですね。

○平岡次長 一部競合すると、停留所1個立てるのにもう一んというお話を伺いますと、公共交通会議というものも開いておりますが、そこは全会一致と言いますか、そこで協議が整わないと停留所が設置できないことがありますので。

○八田座長 具体的な要望として、公共交通会議の権限を市に移す。

○門脇市長 そういう考え方でいいのですか。

○平岡次長 基本的には競合した部分について市の運行を認めていただけるのであればいいのですけれども。

○八田座長 そこも全部市に落とすわけにはいかないのですか。

○平岡次長 結局、路線バスにつきましても当然、バス事業者は採算性があると思いますので、朝夕2往復ずつであるとか、病院に通院するお年寄りなんかにとっても不便なダイヤもあるのですけれども、もし市で運行ができるとすれば、あるいは一定の関与ができるのであれば、利便性の向上が図れる部分もございます。

○八田座長 そうすると、選択肢が三つほどありますね。第1は、国道の部分は市と民間バス会社と併存する。第2は、民間バス会社に市役所周りのところをやらせて、その

かわり、ある程度のお金を払ってやる。3番目は手切れ金を払ってその会社にやめてもらって全部市営でやる。いくつか選択肢がありそうな感じですね。

○門脇市長 できる限り市の負担は抑えながら。

○八田座長 市でやると非能率になる可能性があるから、その会社にやってもらうというのもいいのではないか。お金を払って市役所をぐるぐる回ってくれと。いずれにしてもそういう権限を市にもらいたいということですね。

○門脇市長 はい。

○八田座長 分かりました。

他には何かありませんか。

○原委員 もう一点だけ、農業生産法人の話がございましたけれども、今、仙北の中ですと耕作放棄とかそんな状況だったり、あるいは外から企業を含めた農業生産法人が入ってくる動きとか、そういうものはどんな様子でございましょうか。

○門脇市長 耕作放棄地は非常に多いです。特に今度は農道、林道に手をかける予算がなくなっていくので、ますます放棄地が増えていって、住居地の周辺にほぼ耕作地域が集約されていくような雰囲気になっていく。それくらいの勢いで耕作放棄地は増えていく。自分たちはそうしてしまうと、そもそも耕地を有効活用することができなくなってしまうので、できるだけ耕作放棄地になってしまったところでさえも、耕し方を始めるというようなことで農耕者を増やしていきたいと思っているのです。

そのときにどういうような作物をつくるのが適正なのかというところから、総合産業研究所とかが中心になって一生懸命作物選定までやっているという状況になっています。なので、思いは非常にありますけれども、そこまでいくには役所が農業をやるわけにはいきませんから、役所が提案をして、役所の提案を聞きつけた農業者なり外部の人間がそこに入していくという仕掛けをつくらなければできないということです。幸いにも今、仙北市に食品の色々な素材がたくさんあるものですから、食品関係の企業が今、参入しようとする動きがあったり、もしくはそうやって耕作放棄地になって農業者が外に出ていってしまう。その田んぼを守らなければいけないという必然性から、新しい農業法人ができていく。管理する農業法人ができていくという動きがさらに高まっていくというふうになっている状況が現実にあります。

○八田座長 最後に、先ほどの国有林を借りるということに関する質問です。

そこで、国有林を借りる制度があまりうまくいっていないという側面と同時に、国立公園だから豚の放牧が認められないという二つの側面があったように思うのです。もし借りられるようになったら豚の放牧をしてもいいですか。それとも借りられても、国立公園的な制約から豚の放牧は許されないのでしょうか。

○門脇市長 国立公園内であれば豚の放牧をしたいし、豚だけではなくてヤギとかも放牧したい。

○八田座長 それは国立公園の制約は受けない。

○門脇市長 受けるでしょうね。

○藤村部長 借りられても放牧はまた公園の制約がある。

○八田座長 そうすると、むしろ林を委託管理するということのほうが国立公園の制約はなくて済むわけですね。

○門脇市長 そうです。

○八田座長 それで2番目の質問ですけれども、委託管理するとき、大体何年ぐらいの契約で、そして返すときにはどれだけの木を残すというような条件を付けたらいいか、そこは何か見当はありますか。

○門脇市長 これはおもしろいテーマですね。

○八田座長 ここは必ず言ってくると思うのです。どうするんですかと言ってくると思うのです。そこに外国の例なり何なりがあって、きちんとこうやれば大丈夫でしょうというものがあると、入札にかけられるでしょう。そこは全部何とか随意契約だったら全部いい加減にできるけれども、きちんとした入札にしようとすると、そのところを明確にしておかないとできないですね。

○門脇市長 木の成長が例えば70年、80年というスパンでという考え方には、違う考え方をしないと管理基準には。

○八田座長 そうですね。例えば、15年でもその後できちんと伸びていけそうなものにつくっておけば、それでいいという考え方があり得ると思うのです。そのかわり、全くゼロにしてしまって返すのでは意味がないので、これだけの立派な米は残しておきますとか、誰がどういう評価をして金額を出しますとか、そういうものはあったほうがいいですね。

○門脇市長 そのとおりですね。いいテーマです。

○八田座長 もしこれができると、おたくでは結構それでやりたいという事業者もあるし、国有林も結構あるということですね。

○藤原次長 1点だけですけれども、5ページにある農業生産法人の要件緩和のところで、これはいわゆる出資要件の話が一つ目のポツですね。二つ目のポツのところが、いわゆる事業要件の話だと思うのですけれども、事業要件の今の中身というものが農業の売り上げが5割ないといけない。それ以外の産業の売り上げが5割未満でないといけないといった内容なのですが、これはおそらくレストランの規制もまた別途かかっていて、特区で一部緩和しているのですけれども、農業と畜産業、例えば畜産業が半分以上あつたら生産法人つくれないとか、そういう単純な整理と考えてよろしいですか。

○高橋所長 1点目に関しては、出資に関してはよろしいでしょうか。非常にうちのほうは県内でも有数の観光地であるということで、食と農業と観光ということで異業種が農業と連携して生産法人を立ち上げたいというところが非常に出てきていますので、この出資要件のところで先ほど門脇市長も言ったように、農業者の出資のハードルが高いということがあります。

二つ目の事業要件に関しては、直売所だとか農家レストラン等については、事業売り上

げの対象となる農業用施設については、その法人自らが生産する農畜産物を量的、金額的に5割以上使用しなければいけないということがあります。これですとメニューの開発をしたり、商品の品ぞろえをしていくのに非常に魅力がないということが出てきますので、できれば農業生産自らではなくて、同一の地域内で生産されるものも、この5割以上の中に含めていただければいいのかなということで提案させていただきました。

○藤原次長 農家レストランに関する規制改革は、昨年の国家戦略特区法成立時に、初期の改革メニューとして既に位置付けているものだと思いますので、ご参考まで。

○高橋所長 これはあくまでも直売所、農家レストランが農業用施設として認められるために、この要件が付いているということです。

○八田座長 よろしいですか。では、どうもありがとうございました。